

正しく知っておきたい遺族年金「5年有期」の改正案

2025年5月13日、国会で年金関連法案が可決、成立しました。今年は「5年に1回の年金制度改革」の年にあたるため、見直し項目は多岐にわたります。その中から、「遺族年金の5年有期化」について解説します。

●遺族年金改正案は“炎上”

会社員や公務員の夫が亡くなると、残された妻は遺族厚生年金が受け取れます。現行の法律では、「再婚または死亡するまで終身で受け取れる」ものですが、改正により「配偶者が死亡してから5年間の有期」となります。

このニュースを受けて、SNSでは「改悪」と大炎上。確かに、これまで終身で受け取れたものが5年になるのは、大きな改正です。ですが、「5年有期化」以外にも、見直される点は複数ありますから、トータルで判断する必要があるでしょう。

改正の背景には、「男女差別解消」や「女性の就労の後押し」といったメッセージが込められていることも、知っておきたいことのひとつです。

「遺族年金」には、「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」があります。

遺族厚生年金は、厚生年金に加入している会社員・公務員などが亡くなった際に、配偶者らに支給される年金のこと。遺族基礎年金は、18歳未満の子ども（法律の表現では18歳になる年度末まで子）がいる場合に支給されます。

遺族厚生年金は、現在の法律では、死別時に残された妻が30歳未満、かつ18歳未満の子どもがいない場合、5年間の有期給付ですが、それ以外は再婚または死亡するまで無期限で支給されます。

一方、残されたのが夫の場合、死別時55歳未満だと受給権が発生しないため、遺族厚生年金を受け取る

ことはできません。55歳以上だとしても、60歳まで支給停止なので、受け取れるのが60歳以降となります。

働く女性がほとんどいなかった頃の法律のままだったことがわかります。

以前から問題視されていたこの男女差別を解消すべく、妻を亡くした男性も遺族厚生年金を受け取れるようになります。同時に、働く女性が増えている現状を踏まえ、18歳未満の子どもがいる現役世代については、男女に関わらず原則5年に有期化することとしました。

●誤解が多いのはこの3点

批判が殺到した「5年有期化案」は、どんな点が誤解されているのでしょうか。正しく知っておきたいポイントを3つ紹介します。

①「5年有期となるのは、60歳未満で死別した場合」

配偶者と死別したのが60歳以上なら、現行通り無期給付です。高齢になってからだと、遺族年金で足りない分を補うために、働いて収入を得るのが難しくなるからです。

②「18歳未満の子どもがいる場合、5年有期となるのは、遺族基礎年金の受給終了時から5年後」

18歳未満の子どもがいる間は、遺族基礎年金と遺族厚生年金を受け取れます。現行制度では、子どもが高校を卒業すると（18歳になる年度末）、遺族基礎年金の受給が終わり、遺族厚生年金のみ無期受給です。

改正後は、遺族基礎年金の終了時から5年で遺族厚生年金の受給が終了することになります。

18歳未満の子どもがいる場合は、「配偶者が亡くなつてから5年後で終了」ではなく、「子どもが高校を卒業してから5年後に終了」です。こ

のあたりを誤解されている人がとても多いです。

③「5年有期の改正は、女性については約20年かけて段階的に実施される。施行開始時点で40歳以上の人は無期給付のままで改正の影響を受けない」

これまで遺族厚生年金がもらえたかった男性については、改正案が施行されたら、年齢を問わずすみやかに5年間支給されるようになります。一方、女性については、2028年から約20年の経過措置期間を設けて段階的に実施していきます。

ですから、2028年の段階で40歳以上の人にはこの改正は適用されず、配偶者を60歳前に亡くしても無期で受給することができます。

この他にも、話題になっていないけれど、「ひっそり盛り込まれている良い改正案」もあります。

たとえば、遺族厚生年金を受給するには年収850万円未満という収入要件がありますが、これが廃止されます。

女性で年収850万円以上の人はまだまだ少数ですが、男性の受給拡大を考えると、収入要件廃止は現実的で良い改正といえます。

また、18歳未満の子どもがいる場合に受け取れる遺族基礎年金の金額（子の加算額）が、引き上げになります。

これは2028年4月に施行される予定ですが、現在受給している人も対象になるので、子育て中のシングルマザー、シングルファザーにとって、うれしい改正です。

年金制度は改正を重ねながら、「今」に合ったものに変わってきています。その分、複雑で簡単に理解できるものとは言い難いのも事実。それでも、見出しだけで判断するのは危険なので、最低限の正しい知識を持つようにしましょう。

（クルー 深田晶恵）